

農地中間管理機構関連農地整備事業<公共>

令和8年度予算概算決定額

62,469百万円(前年度 67,763百万円)の内数

〔令和7年度補正予算額 103,479百万円の内数〕

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸付けが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備**を支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. 農地整備事業 ※ 下線部は拡充内容

- 一 般 型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用用排水施設、情報通信環境整備等
- 省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

2. 実施計画等策定事業 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】

<共通>

- 農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと
- ①機構が農地中間管理権を有する農地
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
 - ③機構が所有する農地

受 益 面 積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

<一般型>

- 集 団 化 等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収 益 性 の 向 上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に

販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等

※ 生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,500円/60kg以下、地区全体の面積の1/2以上が1ha以上の区画であること、高収益作物の生産額がおおむね10%以上増加等、麦・大豆等へ3割転換等のいずれかを満たすこと

<省力化整備型>

対 象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集 団 化 等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

保全管理コスト：20%以上削減

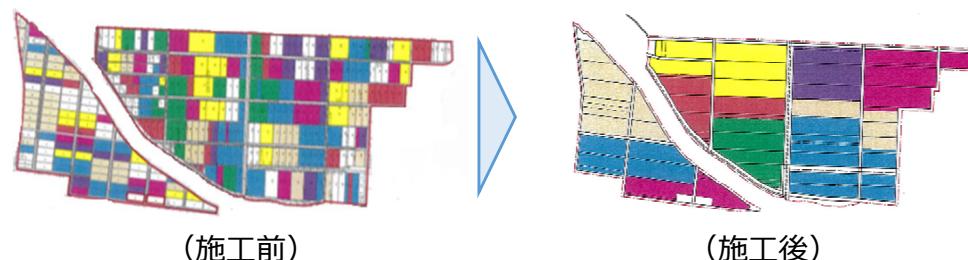
<事業の流れ>



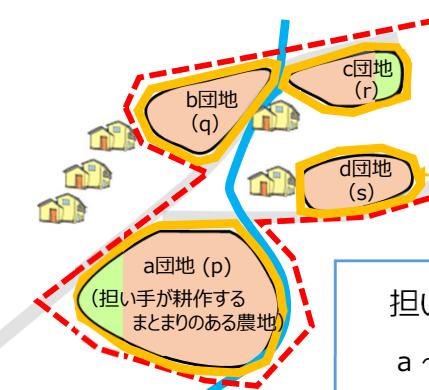
注：ハード整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能)



<農地面積・集団化の考え方>



事業実施範囲（農地の合計面積）

平場（県営）：10ha以上
市町村営・中山間等：5ha以上

各団地の規模要件

平 場： 1ha以上
中山間等：0.5ha以上

担い手への集団化率： $\frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$

a ~ d：事業対象農地を構成する団地の面積
p ~ s：担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
(上図 ■ 着色部)

[お問い合わせ先]

農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)